



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年 1月28日火曜日 第1426号

◇ 目 次 ◇ 告 示

県営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧（3件）.....	57
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（3件）.....	57
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	58
町営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧（2件）.....	58
村営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧.....	58
保安林の指定の解除.....	59
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	59
道路の区域変更（県道興居島循環線）.....	59
道路の供用開始（"）.....	59
道路の区域変更（県道大洲長浜線）.....	59
道路の供用開始（"）.....	59
道路の区域変更（県道野村柳谷線）.....	60
道路の区域変更（県道宇和高山線）.....	60
道路の供用開始（"）.....	60

公 告

土地（建付地）の売払い.....	60
------------------	----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第 155 号

県営中山間地域総合整備事業いよ高縄地区儀式工区の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 4 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧期間
平成15年 1月29日から 2月17日まで
- 3 縦覧場所
北条市役所

○愛媛県告示第 156 号

県営中山間地域総合整備事業いよ高縄地区柿ノ木谷工区の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 4 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書

- 2 縦覧期間
平成15年 1月29日から 2月17日まで
- 3 縦覧場所
北条市役所

○愛媛県告示第 157 号

県営中山間地域総合整備事業上浮穴高原地区（大谷工区）の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 4 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧期間
平成15年 1月29日から 2月17日まで
- 3 縦覧場所
美川村役場

○愛媛県告示第 158 号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・高屋地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
(1) 市営土地改良事業（ため池等整備事業・高屋地区）計画書の写し
(2) 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し
- 2 縦覧期間
平成15年 1月29日から 2月26日まで
- 3 縦覧場所
今治市役所

○愛媛県告示第 159 号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・蓮地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
(1) 市営土地改良事業（ため池等整備事業・蓮地区）計画

書の写し

(2) 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成15年 1月29日から 2月26日まで

3 縦覧場所

今治市役所

○愛媛県告示第 160 号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・高部小池地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 市営土地改良事業（ため池等整備事業・高部小池地区）計画書の写し

(2) 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成15年 1月29日から 2月26日まで

3 縦覧場所

今治市役所

○愛媛県告示第 161 号

久万町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・シオズカ地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・シオズカ地区）計画書の写し

(2) 久万町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成15年 1月29日から 2月26日まで

3 縦覧場所

久万町役場

○愛媛県告示第 162 号

久万町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・久万郷地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・

久万郷地区）計画書の写し

2 縦覧期間

平成15年 1月29日から 2月26日まで

3 縦覧場所

久万町役場

○愛媛県告示第 163 号

波方町営農村総合整備事業八反地区の換地計画認可申請は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 及び第52条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

換地計画書

2 縦覧期間

平成15年 1月29日から 2月17日まで

3 縦覧場所

波方町役場

○愛媛県告示第 164 号

野村町営土地改良事業表前地区の換地計画認可申請は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 及び第52条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

換地計画書

2 縦覧期間

平成15年 1月29日から 2月17日まで

3 縦覧場所

野村町役場

○愛媛県告示第 165 号

美川村営基盤整備促進事業大川地区の換地計画認可申請は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 及び第52条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

換地計画書

2 縦覧期間

平成15年 1月29日から 2月17日まで

3 縦覧場所

美川村役場

○愛媛県告示第 166 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
西宇和郡瀬戸町塩成字奥ノ谷1718の 4、乙 733 の 2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

○愛媛県告示第 167 号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第 8 条第 2 項（同規則第21条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成15年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成15年 1月28日から 2月10日まで

○愛媛県告示第 168 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	興居島循環線	松山市泊町740番 9 地先から 同町615番地先まで	旧	メートル 5.4 ~ 6.4	キロメートル 0.200	
			新	11.8 ~ 14.0	0.200	

○愛媛県告示第 169 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	興居島循環線	松山市泊町740番 9 地先から 同町615番地先まで	平成15年 1月28日

○愛媛県告示第 170 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲長浜線	大洲市五郎1075番 1 地先から 同市五郎1362番 1 地先まで	旧	メートル 30.0 ~ 41.2	キロメートル 0.334	
			新	14.0 ~ 30.2	0.334	

○愛媛県告示第 171 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲長浜線	大洲市若宮字ミツコシ1557番6から 同市五郎1358番4まで	平成15年2月5日

○愛媛県告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年1月28日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	喜多郡肱川町大字中津1116番1地先から 同大字7番地先まで	平成15年1月28日

○愛媛県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年1月28日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宇和高山線	東宇和郡明浜町大字依津10番耕地724番6から 同大字10番耕地724番2まで	旧	メートル 7.4～15.8	キロメートル 0.142	
			新	22.6～34.6	0.163	

○愛媛県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年1月28日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和高山線	東宇和郡明浜町大字依津10番耕地724番6から 同大字10番耕地724番2まで	平成15年1月28日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年1月28日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地（建付地）の売払い
- (2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

所 在 地	土 地		建 物	
	地 目	地 積	構 造	床 面 積
神奈川県横浜市港北区大曽根三丁目368番22	宅 地	179.13m ²	鉄筋コンクリート造 陸屋根 2階建	106.92m ²

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部総務管理課財産係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)941 2111 内線 2309

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

平成15年2月14日（金）午前10時30分

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成15年2月24日（月）午後1時30分

(2) 入札及び開札の場所

神奈川県横浜市港北区大豆戸町26番地の1

横浜市港北公会堂2階1号会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関又は東京手形交換所加盟金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

